

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	薬務課
内線番号	4788

No.	項目	内容
①	処分名	医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加許可
②	法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
③	法令番号	昭和35年法律第145号
④	根拠条項	第40条の2第7項
⑤	処分権者	知事
⑥	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第8項で準用する第5項 ▶ 薬局等構造設備規則第5条
		添付の有無
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	((⑩合計期間)60日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	60日
⑪	問合せ	薬務課(075-414-4788)
⑫	備考	各保健所又は薬務課で受付、薬務課で処理